

神戸市「在宅レスパイト支援」がはじまります

制度開始：2026年7月1日（水）～

いつもご家庭で医療的ケアに向き合っておられる皆さま、日々本当にお疲れさまです。

神戸市が2026年6月25日の市長定例会見で発表した「在宅レスパイト支援」について、皆さまにお役立ていただける制度ですのご案内します。普段お子さまのことをよく知る訪問看護師さんが、ご家族に代わって見守り・介護を行ってくれる制度で、体調不良の時はもちろん、リフレッシュのための時間としても利用できます。

制度の概要

対象	訪問看護を利用中の医療的ケア児者のご家族
内容	普段お子さまに慣れた訪問看護事業者が、ご家族に代わって一時的に見守り・介護を行います
利用できる場所	自宅に限定されません。外出先でも利用可能です（学校側の受け入れが可能であれば、校外学習等への付き添いもOK）
利用時間	お一人あたり年間96時間まで／1回あたりの利用上限なし
利用者負担	800円／時間（1割負担・実費）

例えば、こんな時に使えます

- ・ きょうだいの授業参観や行事の間、お子さまの見守りをお願いしたい
- ・ お子さま本人の外出時、自宅以外の場所で見守りをお願いしたい
- ・ 学校の受け入れOKが得られれば、校外学習等への付き添いをお願いしたい
- ・ ご自身の体調不良やリフレッシュのための時間として利用したい

お問い合わせ先

ご質問・お申し込みに関するお問い合わせは、以下のページ最下部にある「お問合せフォーム」をご利用ください。

- ・ レスパイト支援事業（事業者向け）ページ

https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/ikea/family_respite_businesses.html

- ・ 障害者支援課のページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/shise/about/construction/soshiki/1300/1300/1310.html>

お電話でのお問い合わせをご希望の場合は、下記番号へおかけのうえ「福祉局障害者支援課・障害児支援事業担当」への取り次ぎをご依頼ください。

0570-083-330 または 078-333-3330（8時45分～17時30分／平日のみ）

※お電話の場合、お待たせしたり、担当者が離席・不在でその場でお答えできない場合があります。あらかじめご了承ください。

詳しい情報

神戸市長定例会見資料（2026年6月25日）P14「在宅レスパイト支援」をご参照ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/85571/20260625-1.pdf>

※本資料は神戸市の発表内容をもとに、保護者の皆さまへの情報共有を目的として作成したものです。正式な制度内容・最新情報は必ず神戸市ホームページ・訪問看護事業所にご確認ください。